

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年9月8日

支出負担行為担当官

宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 招請の主旨

本件は、皇居において高圧ケーブルの敷設等を行う工事である。

本件について、以下3の応募要件を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認することを目的として、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定事業者との契約手続に移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定事業者と当該応募者における競争入札に移行する。

2. 工事概要

(1) 件名 三の丸尚蔵館整備に伴う電気設備ほか工事

(2) 工事内容 本工事は以下を対象とする建築一式工事である。

①設備管制所 高圧ケーブル用配線ルート構築 一式

②屋外 高圧ケーブル 新設 一式

③屋外 構内道路舗装打ち換え 一式

(3) 工期(至) 令和9年3月26日(金)

3. 公募に参加する者に必要な資格等の要件

次の(1)から(7)の要件全てを満たすこと。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 令和7・8年度内閣府における建設工事競争参加資格において、競争参加地域が「関東」で、「建築一式工事」の「A又はBランク」に格付けされた者であること。

(5) 次に掲げる基準を満たす施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)

①平成23年度以降に発注者から直接請け負った者(以下「元請」という。)として、完成・引渡しが完了した工事であること。

②高圧又は特別高圧の受変電設備の工事を含むものであること。

③上記①から②は同一工事であること。

(6) 宮内庁における工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成13年12月4日付け宮内主発第189号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 仕様書の交付を受けた者であること。

4. 問い合わせ先及び参加意思確認書の提出場所等

(1) 担当係

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁管理部管理課経理係

電話03-3213-1111 内線3493又は3477

(2) 仕様書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和8年9月8日（火）から同年9月29日（火）まで

上記の期間の毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）、10時00分から17時00分までの間（ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。）。

交付場所：宮内庁管理部管理課経理係

交付方法：交付場所にて直接交付する。

交付を希望する者は事前に4.（1）に連絡の上、交付時に3.（4）に掲げる競争参加資格を証明する資料を持参すること。交付資料は、全て貸与とする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年9月30日（水） 12時00分必着

提出先：4.（1）に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。郵送の場合は、提出期限に必着のこと。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は交付する仕様書による。

(3) 3.（4）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない場合にも、4.（3）により参加意思確認書を提出することができる。ただし、その者が競争入札の要件を満たすものとして選定された場合であっても、競争入札に参加するためには、入札説明書の交付の際には競争参加資格確認通知書の写しを提出すること。

(4) 皇居参入に際しては、事前に担当係（4.（1））に連絡をすること。なお、皇居への出入門は徒歩の場合は坂下門、車両の場合は桔梗門又は乾門とする。いずれも事前の手続を要するので、時間に留意すること。